

# 問われる大学教育

## COLUMN 県内 大学発 経世済民

664

### ■「建国ノ体」

今週の日曜日(2月11日)は「建国記念の日」であった。国「建国記念の日」であった。国民の祝日に関する法律」は、この日を「政令で定める日」とし、「建国をしのび、国を愛する心を養つ」と規定する。

明治8(1875)年、「立憲政体ノ詔書」が布告され、翌年には憲法草案の起草を命ずる勅語が発せられた。この勅語には「我建国ノ体ニ基キ広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ以テ国憲ヲ定メントス」と書かれている。ここに「建国ノ体」とい

### ■「特殊日本的な要素」と「海外各国ノ成法」という「普遍的要素」との「対抗」が見られる

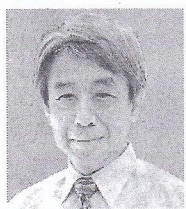
「樋口陽一『憲法』」。そして、この「対抗」は、その後も日本社会を貫く一大問題であり続ける。

### ■民族固有の法制度

明治22(1889)年の紀元節の日、大日本帝国憲法が公布された。明治憲法とも呼ばれる日本最初の憲法典である。翌年には民法・商法が公布されたが、法典論争が起り、帝国大学の初代憲法学教授であった穂積八

## 川口短期大 長沼 秀明

こども学科長 教授



ち、法を、普遍性に重きを置くのではなく、地域性・歴史性を重視して考究する考え方である。

### ■平成の改革と大学

東は「民法出テテ忠孝亡フ」と題する論文を発表する。穂積は「我固有ノ国俗法度ハ耶蘇教以前ノ歐羅巴ト酷相似タリ」と指摘し「耶蘇教以前ノ欧州ノ文化」に着目する。彼はキリスト教以前のヨーロッパに「固有ノ法制」があったことを看破したのである。

穂積は留学先のドイツで歴史法学派の思想に触れ、大きな影響を受けた。法の歴史的品格を重視することも、法を民族文化全体との関連においてとらえようとする立場である。すなわ

大は、社会を人をどう変えたのか。「モノ言フ株主」の功罪は何か。規制緩和のもと司法制度改革は成功したのか。平成を「失敗の時代」と言い切る吉見俊哉(『平成時代』)に反論は可能か。

改革は大学にも及んだ。しかし、京都大学の酒井敏教授が言うように、大学の「改革が進めば進むほど、日本の大学はどんどん改悪されている」。大学生は「大学が『知識を教える授業』だけを提供することに不満」を持っている。その背景には「アカデミズムそのものに対する反感や不信」があるのだ(『野蛮な大学論』)。

ながめま・ひであき 1962年生まれ。明治大学法学部卒。同大学院法学研究科公法学専攻・文学研究科史学専攻修了。同大学専任助手、川口短期大学准教授・教授等を経て昨年4月から現職。専門は日本憲法史。共著に「保育と日本国憲法」(みらい)、「日本の歴史を問いかける」(文学通信)など多数。埼玉学園大学非常勤講師。

文部科学省は「令和の日本型学校教育」を担う「教員養成フックアップ大学」制度を創設し、2年前に国立大学4校を指定した。「令和の日本型大学」とは、いかなる大学かが、問われている。